

職務専念義務違反及び暴言等に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、A職員が閉庁時間中の受付業務担当として勤務する時間中に離席し、庁舎の敷地外に散歩に出ており、地方公務員法第35条の「職務に専念する義務」に違反していることを指摘する趣旨の通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 所属調査により確認された事実関係 所属調査によると、A職員が通報者の指摘するような行動をとっていたのは事実であり、1回につき最大で19分程度、月に2～5回ほど行っていたとのことである。 A職員は、休憩の一環として離席しており、「職務に専念する義務」に違反しているという認識はなく、来庁者や架電がほとんどない時間帯であって、かつ庁舎の敷地外であってもすぐに戻れるため問題ないと考えていた。 管理監督職員はA職員のこうした行為を、本件通報受付前の令和4年9月某日に同僚職員1名から報告を受け、把握した。</p> <p>2 1の内容を踏まえ、次のように本件を総括する。 地方公務員法第35条によると、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」とされており、また、横浜市職員服務規程第3条では、「職員は、勤務時間中は全力を挙げて職務に専念するものとし、みだりに勤務場所を離れてはならない。」とされ、「職務に専念する義務」が定められている。 A職員の勤務時間中の離席については、所属が「職務に専念する義務」に反する可能性がある。」と見解を示し、同僚職員の報告から数日後に管理監督職員からA職員に指導し、指導後は改善されているとのことである。委員会としては、A職員及び所属が「職務に専念する義務」の趣旨を理解し、適切に業務を運営するよう取り組んでいくことを求め、対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<p>A職員に管理監督職員から対象行為について注意・指導し、指導後は改善された。また、今後同様の行為が認められた場合は適切に指導をしていく。</p>